

奈医大人第 213 号
令和 3年 3月 3日

奈良県知事 殿

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程、
職員給与規程等の改正について

このことについて、別紙のとおり改正したので、地方独立行政法人法第56
条第1項及び第57条第2項の規定に基づき届出します。

給与改定等に伴う規程改正概要

I 役員報酬改定関係

1 期末手当の改定

①令和2年度分(令和2年12月1日適用)

3月支給月数を下記のとおり決定

- ア 奈良県特別職給与改定連動分(人勧分)▲0.05月→実施
- イ 3月支給予定の0.1月分→実施
→合計 0.05月分を支給

令和2年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.7	1.6	0.1	3.4

→

令和2年度確定支給月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.7	1.6	0.05	3.35

②令和3年度分(令和3年4月1日施行)

令和3年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.675	1.575	0.1	3.35

*注 3月支給の支給率は、年間支給率を3.35月とした場合のもの

2 給与抑制措置の継続

令和2年度も、令和元年(平成31年)度と同様の給与抑制措置の継続(2.8%)

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改正後	現 行
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額は、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間</u>（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に <u>100分の4</u> を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第7条第2項の規定は、令和2年12月1日から適用する。ただし、適用日から令和3年3月31日までの間の第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の167.5」を上限として理事長が定める月数」とあるのは「100分の165」を上限として理事長が定める月数」とする。</u></p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 <u>改正後の役員報酬規程を適用する場合には、改正前の公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された役員報酬は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額は、<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間</u>（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に <u>100分の4</u> を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p>

(参考)

(賞与支給月数)

～平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計
1.4 月	1.55 月	2.95 月	1.4 月	1.7 月	3.1 月	1.475 月	1.675 月	3.15 月

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
6 月	12 月	合計	6 月	12 月		6 月	12 月	合計
1.5 月	1.75 月	3.25 月	1.55 月	1.75 月	3.3 月	1.575 月	1.775 月	3.35 月

令和元（平成 31）年度			
6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給	
1.675 月	1.625 月	0.05 月	3.35 月

令和 2 年度（改定前）				令和 2 年度（改定後）			
6 月	12 月		合計	6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給			12 月支給	3 月支給	
1.7 月	1.6 月	0.1 月	3.4	1.7 月	1.6 月	0.05 月	3.35 月

令和 3 年度（予定）			
6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給	
1.675 月	1.575 月	0.1 月	3.35 月